

平成30年第1回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成30年2月27日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員

1番 東郷 克己	2番 山崎 敦志
3番 長谷川崇朗	4番 橋 俊明
5番 坂口 重良	6番 岩井智恵子
7番 津村 俊二	8番 矢野 隆行
9番 田中 陽介	10番 稲垣 誠亮
11番 山本 剛	12番 鈴木 市朗
13番 工藤 義明	14番 野並 享子
15番 東郷 正明	16番 北村五十鈴
17番 荒川 泰宏	18番 立入三千男

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	西村 健
政策調整部長	寺田 実好	教育部長	竹中 宏
総務部長	上田 裕昌	市民部長	田中 理司
健康福祉部長	瀬川 俊英	健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	辻村 博子
都市建設部長	小山 日出夫	環境経済部長	遠藤 由隆
政策調整部次長	武内 了恵	総務部次長	三上 忠宏
広報秘書課長	北脇 康久	総務課長	長尾 健治

出席した事務局職員の氏名

事務局長	大藤 良昭	事務局次長	辻 義幸
書記	吉川 加代子	書記	佐敷 政紀

## 議事日程

### 諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 平成30年度施政方針及び教育方針について

第4 議第1号から議第46号まで一括上程

(専決処分につき承認を求めることについて(平成29年度野洲市一般会計補正予算(第10号)) 他45件)

### 提案理由説明

## 市長提出議案

議第 1号 専決処分につき承認を求めることについて(平成29年度野洲市一般会計補正予算(第10号))

議第 2号 平成30年度野洲市一般会計予算

議第 3号 平成30年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算

議第 4号 平成30年度野洲市後期高齢者医療特別会計予算

議第 5号 平成30年度野洲市介護保険事業特別会計予算

議第 6号 平成30年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計予算

議第 7号 平成30年度野洲市墓地公園事業特別会計予算

議第 8号 平成30年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計予算

議第 9号 平成30年度野洲市工業団地等整備事業特別会計予算

議第10号 平成30年度野洲市土地取得特別会計予算

議第11号 平成30年度野洲市水道事業会計予算

議第12号 平成30年度野洲市下水道事業会計予算

議第13号 平成30年度野洲市病院事業会計予算

議第14号 平成29年度野洲市一般会計補正予算(第11号)

議第15号 平成29年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)

議第16号 平成29年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)

議第17号 平成29年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)

議第18号 平成29年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算(第3号)

議第19号 平成29年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計補正予算(第

1号)

- 議第20号 平成29年度野洲市水道事業会計補正予算(第3号)
- 議第21号 平成29年度野洲市下水道事業会計補正予算(第4号)
- 議第22号 野洲市附属機関設置条例
- 議第23号 野洲市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例
- 議第24号 野洲市看護学生修学資金貸付条例
- 議第25号 野洲市情報公開条例及び野洲市個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 議第26号 野洲市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議第27号 野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 議第28号 野洲市手数料条例の一部を改正する条例
- 議第29号 野洲市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例
- 議第30号 野洲市総合体育館条例の一部を改正する条例
- 議第31号 野洲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議第32号 野洲市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 議第33号 野洲市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議第34号 野洲市介護保険条例の一部を改正する条例
- 議第35号 野洲市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議第36号 野洲市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び野洲市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例
- 議第37号 野洲市生活環境を守り育てる条例の一部を改正する条例
- 議第38号 野洲市都市公園条例の一部を改正する条例
- 議第39号 野洲市営住宅条例の一部を改正する条例
- 議第40号 野洲市農業集落排水処理施設条例及び野洲市水道事業及び下水道

事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

議第 4 1 号 野洲市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

議第 4 2 号 野洲市体育センター条例を廃止する条例

議第 4 3 号 野洲市市民活動支援センター条例を廃止する条例

議第 4 4 号 市道路線の認定及び廃止について

議第 4 5 号 野洲市ほほえみやす 2 1 健康プラン（第 2 次）の策定について

議第 4 6 号 野洲市教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めることについて

開議 午前 9 時 0 0 分

議事の経過

（開会）

○議長（矢野隆行君）（午前 9 時 0 0 分） 皆様、おはようございます。冬季オリンピックでは、本当に我々、元気をいただいたところでございます。

それでは、ただいまから平成 3 0 年第 1 回野洲市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

本日の出席議員は 1 8 人全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

また、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職氏名はお手元の文書のとおりであります。

次に、地方自治法第 1 8 0 条第 2 項の規定に基づき、専決処分報告書が市長より提出され、お手元に配付しておきましたので、ご確認、お願いいたします。

次に、議会改革推進特別委員会委員の辞任及び選任について、議会改革推進特別委員会委員構成の見直しにより、委員会条例第 1 3 条第 2 項の規定により、議会改革推進特別委員会委員、坂口重良委員、岩井智恵子委員、工藤義明委員、東郷正明委員の辞任を本職が許可いたしました。また、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、議会改革推進特別委員会委員といたしまして、第 7 番、津村俊二議員、第 1 1 番、山本剛議員、第 1 6 番、北村五十鈴議員を本職が指名しましたので、ご報告といたします。

（日程第 1）

○議長（矢野隆行君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第12番、鈴木市朗議員、第13番、工藤義明議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長(矢野隆行君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月23日までの25日間にいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(矢野隆行君) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月23日までの25日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、配付済みの会期日程のとおりであります。

(日程第3)

○議長(矢野隆行君) 日程第3、平成30年度施政方針及び教育方針について、市長及び教育長から発言を求められておりますので、これを許します。

まず、施政方針について、山仲市長、お願いします。

山仲市長。

○市長(山仲善彰君) 議員の皆さん、おはようございます。

平成30年第1回野洲市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には全員ご参集を賜り、厚くお礼申し上げます。

まずは、平成30年度予算の基本となる考え方及び主要な取り組みにつきましてご説明を申し上げます。

市長に就任して以来、過去数十年間、積み残されてきた大きな諸課題への対応は、ほぼ目処が立つとともに、将来に向けての布石として、ソフト、ハード両面での基盤が整ってきていると考えております。

具体的に申し上げますと、予算編成をはじめ政策の形成及び決定過程などの公開による市政の透明化、財政の健全化、国道8号野洲栗東バイパス及び県道大津湖南幹線などの整備促進、先進的な生活困窮者支援、学童保育所の整備、本市独自のこども園の整備、特別支援教育の充実や不登校対策、児童虐待防止対策の充実、新クリーンセンターの整備、野洲駅前広場整備、雨水幹線事業による治水対策、市民病院整備など、市民の皆様と共に、野洲の元気と安心を伸ばす取り組みを積極的に進めてまいりました。

平成29年度には、(仮称)三上こども園整備着工、病児保育事業の開始、老朽化が著しい中主小学校と野洲北中学校の施設整備の着手、高齢化の進展に対応したコミュニティバスの2路線拡充に向けた取り組み、市民生活相談や生活困窮者支援の一層の充実、虐待防止、企業の立地支援等にも成果がありました。その他、国道8号野洲栗東バイパスの事業が本格化し、長年の課題であった交通渋滞問題の解決と地域発展の展望が開けた他、野洲駅北口駅前周辺整備、雨水幹線事業、温水プール等を含むクリーンセンター余熱利用施設整備事業なども着実に進んでまいりました。また、市民病院整備につきましても、平成29年第6回定例会におきまして関連予算が可決され、事業がようやく進むこととなりました。財政面におきましては、土地開発基金など過去の不用で不透明な財産取得の問題整理と対応に目処が立つなど、健全な財政運営を進めてまいりました。これも、市民及び議員の皆様のご理解とご協力によるものであり、心よりお礼申し上げます。

新年度におきましては、これまでの実績を踏まえた上で、サービスの切れ目とすき間を手厚く埋める施策を展開するとともに、各分野におきまして一層の質の向上と拡充に取り組むことを基本に、引き続き、野洲の元気と安心を伸ばす取り組みを進めてまいります。

まず、元気を伸ばす主な取り組みであります。野洲駅南口周辺整備として、福祉、保健、医療機能も含め、文化、商業、交流など、市民の健康とにぎわいのまちづくりに取り組んでまいります。また、定住促進を目指した土地利用や住居環境の確保と、国道8号野洲栗東バイパスや県道大津湖南幹線などの道路網整備による市街地の拡大に向けた取り組みも進めてまいります。さらに、文化、スポーツ、芸術といった人生の中での楽しみに関わる分野についても、リラックスコンサートやオクトーバーフェスト&ジャズフェスを開催するなど、一層、力を入れてまいります。

次に、安心を伸ばす主な取り組みにつきましても、市民病院の施設の実施設計や体制整備を進めます。また、北部合同庁舎内の市民サービスセンターにつきましても、市民ニーズの高い法律相談や生活相談など、市民相談機能を新たに設置するとともに、地域課題の解決につながる市民活動を支援するため、市民活動支援機能を移転し、相談機能を集約するなど、機能の充実を図ってまいります。さらに、人口減少・少子高齢社会への対応といたしまして、子育て支援の充実に向け、(仮称)三上こども園の整備、保育人材バンク・保育人材就職支援、未来を担う子どもたちの快適な学習環境を整備するため、老朽化が著しい中主小学校と野洲北中学校の施設整備や英語教育支援員の配置、また、高齢者の住み慣れた地域での生活を支えるため、生活支援体制整備事業などを引き続き進めてまいります。

なお、生産性の向上、歳入の確保などの経営改善を継続的に行い、一層安定的で充実した行政サービスを提供していくために、新たな経営改善方針・計画を策定してまいります。さらに、平成33年度から運用する次期総合計画の策定を進めてまいります。これら本市のまちづくりのかなめとなる計画に基づき、将来をしっかりと見据えつつ、真に実効性のある施策を進めるためにも、計画の策定に当たりましては徹底した透明化を図り、公開で議論を行い、本市が置かれている現状と課題を市民の皆様方と共有し、解決に向けた積極的な方策を提示してまいります。

本日、提案いたします予算案は、社会保障費等の伸びによる厳しい財政状況の中、本市が直面する課題を着実に解決していくために、元気と安心を確かなものとし、その結果、市民の皆さんの期待が高まる手がたい案としてまとめることができたと考えております。

今定例会におきましては、平成30年度一般会計予算をはじめとする重要諸案件を提案いたしますが、ご審議をお願いするに当たりまして、新年度予算に関連する主要施策につきましてご説明をいたします。

一般会計の予算規模は200億7,500万円で、前年度当初予算と比較しますと約2億円、率では1.0%の増となりました。これは、公立こども園整備事業として（仮称）三上こども園の建築工事に係る投資的経費が増額したことや、障がい者自立支援給付費を含む扶助費が伸びていることから、前年度と比べて増額となっております。

主な内容といたしましては、継続事業として、公立こども園施設整備事業、野洲市民病院整備事業、クリーンセンター関連余熱利用施設整備事業、野洲駅北口広場周辺整備事業等、また、新たな事業として、市民サービスセンターへの市民相談窓口の開設や兵主神社本殿保存修理事業への助成などが含まれております。

また、歳入では、普通交付税の合併特例算定の縮減や臨時財政対策債発行額の減額見込みなどへの対応として、財政調整基金から9億8,000万円の取り崩しなど基金からの繰り入れ等を行い、市民の安心・安全なまちづくりに向けて施策を進めていこうとするものです。

それでは、第1次野洲市総合計画の6つの基本目標に沿って、重点施策を中心にご説明いたします。

まず、「豊かな人間性をはぐくむまち」では、（仮称）三上こども園開園に向けて建築工事等施設整備に取り組みます。また、学童保育所では、篠原こども園の増築及び新たに土曜日開所をすることにより、一層の子どもの安心・安全な居場所づくりに取り組みます。

引き続き、学校現場の課題対応として、特別支援教育の充実に向けた体制整備を図り、不登校等の児童・生徒が置かれている環境に対しましては、スクールソーシャルワーカーの配置により、学校、家庭、地域の連携強化に向けた支援体制の構築による教育力の向上と生活困窮家庭の児童・生徒の支援につなげます。

未来を担う子どもたちへの快適な学習環境の提供に向けて、学校ICT促進に向けての基盤整備を行うとともに、老朽化が著しい中主小学校及び生徒増加が見込まれる野洲北中学校の施設の改修整備に取り組みます。また、小学校での教科として導入予定の英語につきましては、支援員を配置し、授業内容の充実に努めるとともに、びわ湖ホールのオペラ鑑賞の事業を引き続き活用し、市内小学生に広く芸術に触れる機会を確保いたします。

次に、「人とひとが支え合う安心なまち」では、市民の安心・安全に向けた取り組みとして、消防団の機動強化を図るため、老朽化が進んでいる中里分団の消防ポンプ自動車を更新いたします。

また、生活困窮者対策として、引き続き、就労支援や家計相談支援を行うなど、市の総合力で相談者の発見と生活再建支援を進めます。特に子どもの貧困対策として取り組んでいる学習支援事業において、地域、また学校配置のスクールソーシャルワーカーの活用により、福祉と教育の連携をコーディネートすることで支援体制の強化を図ってまいります。

北部合同庁舎の市民サービスセンターに市民相談窓口を設け、住民に身近な地域でさまざまな課題を包括的に受けとめる相談体制の充実を図ります。

野洲市民病院整備事業につきましては、病院及び駐車場施設の建築工事の実施設計、また、開設手続等に必要な資金を出資し、本格的な施設整備に取り組みます。

主要先進国の水準以下の自殺死亡率を目指して自殺対策計画を策定するとともに、健全で住みよいまちづくりの視点から取り組みを強化いたします。

「地域を支える活力を生むまち」では、農業や農業用施設の保全、また、環境向上への活動を行う農業者を支援いたします。また、特色ある地域農産物の生産拡大に向けて、環境こだわり農業等、環境保全に取り組む農業者を支援します。

花火大会を引き続き開催するとともに、オクトーバーフェスト&ジャズフェスの開催によるまちのにぎわいづくりにも取り組みます。

「美しい風土を守り育てるまち」では、健康と交流を創出する活動拠点として、クリーンセンターの余熱利用施設整備に向けて運営事業者選定に向けた取り組みを進めます。また、水俣条約の発効を受け、水銀による汚染防止対策をより積極的に進めるため、リサイ



クルポストの設置等、水銀使用廃製品の回収、処理を行い、生活環境の維持、保全に努めます。

江戸時代の将軍の上洛専用宿館であった永原御殿の跡地につきまして、発掘や文献・絵図等の史料調査を行い、国の史跡指定に向けた取り組みを進めます。

市指定の有形文化財である兵主神社本殿の屋根等の損傷が著しく、保存修理が行われることから、修理事業へ助成し、市民の財産である貴重な文化財の将来にわたる保存、継承を図ります。

「うるおいとにぎわいのある快適なまち」では、主要な幹線を中心に、危険度の高い道路の整備や修繕を行う他、歩道等道路安全施設等の整備により、通学児童をはじめとする歩行者等の安全確保を図ります。また、野洲駅周辺都市基盤整備として、引き続き、野洲駅北口のロータリーや歩道のバリアフリー化に取り組み、駅前広場の完成を目指すとともに、野洲駅南口の周辺整備として、駅前のにぎわいづくりに向け、駅前が持つ可能性を最大限に発揮できるよう、南口整備構想の具現化に向けた検討を進めます。

平成31年4月からのコミュニティバスの2路線拡大に向けて、バス停留所の表示変更やバスの追加購入等、基盤整備を行い、市民の移動手段の確保、利便性の向上に努めます。

下水道事業では、農集排・公共下水道統合事業を引き続き進めてまいります。

「市民と行政がともにつくるまち」では、開館から20年以上が経過し、屋根等の老朽化が進んでいるコミュニティセンターしのはらの大規模改修工事に着手し、施設の長寿命化を図ります。また、市政運営の総合的な指針である第1次野洲市総合計画の計画期間満了に伴う次期計画策定に向けて、大学等と協働で調査研究を進めてまいります。

効率的、効果的な行政運営を進めるため、市民にも参画いただく審議会を新たに設け、経営改善や公共施設のあり方についての検討を進めます。

最後に、人口減少・少子高齢社会の進展により、基礎自治体を取り巻く環境、市民のまちづくりへの思いは、年々、多様化・複雑化しております。さらに、国の制度変更も頻度が高まっております。こうした中、必要なサービスを必要な市民の方に対し、いかにして確実に提供するかという視点で、直面する課題を明確にし、優先順位を設定した上で積極的な方策を講じてまいります。

まちづくりの役割は、伸びようとする市民や企業への成長支援と、困難な状況にある市民や企業への自立支援、そして、秩序と安全を守ることです。市民がまちを育て、まちが市民を育てるという考えのもと、透明、公平、公正の確保と市民参加を基本とし、

選択と集中ではなく、まずは市民に必要な基本的なサービスを確実に提供することを方針として、市民共通の願いである健康、安全、幸せの実現に向け、元気と安心のまちづくりを進めてまいります。

引き続き、市民及び議員の皆様方のご理解とご参加をお願いいたしまして、私の施政方針といたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（矢野隆行君） 次に、教育方針について。

西村教育長。

○教育長（西村 健君） 改めまして、議員の皆様、おはようございます。

それでは、平成30年度野洲市の教育方針をご説明いたします。

はじめに、私があるおばあちゃんから聞いたお話をご紹介します。

6つになった孫がもうすぐ小学校に入ります。きのう、通学かばんをお母さんに買ってもらいました。孫はそれをずっと背中にしょっていました。私と公園へ遊びに行くときも一緒です。そして、その晩は布団の中にまで持って入り、抱き締めるように眠ったんです。次の日、私が「〇〇ちゃん、小学校に入るのがそんなにうれしいの」と聞いたら、孫は「うん。涙出るほどうれしいねん」と言うたんです。小学校に入学するということは子どもにとってこんなに夢や希望を与えてくれるすごいことなんですね。こんなことがあって、私も改めて子どもの気持ちを考えさせられました。

こんなお話でした。

このお話から、子どもさんの小学校入学に対する熱い思いが伝わってきます。こんなふうに自分の思いを伝えられる子もいれば、もちろん言えない子もたくさんいると思います。しかし、どの子も、「友達100人できるかな」という、こういう歌がありますが、こんな歌のように大きな夢や希望を持って学校に入学してきます。

私たち野洲市教育委員会では、こうした子どもたちや保護者の皆さん、さらには全ての市民の皆さんの教育への熱い思いを大切にして、学校教育や保育、さらには文化やスポーツなどを含めた教育行政を進めてまいりたいと考えております。

まず、この1年間を振り返っての成果や課題は次のようなものがございます。

教育委員会では、本市の野洲市総合計画のもとに野洲市教育振興基本計画を定めています。ここでは、基本理念「愛と輝きのある教育のまち・野洲」のもと、一人ひとりが大切にされ、大人も子どもも学び合う「ひとづくり・まちづくり」を目指しています。そして、子どもから高齢者までがさまざまな活動に取り組むことで、笑顔、元気、自信、誇りなど

の輝きを創出する教育を進めてきました。しかし、その中で次のような課題も見えてきました。

1つ目の、学校・園につきましては、本市では、人権教育や特別支援教育に力を入れてきました。現在、毎年4月に行っております全国学力学習状況調査の結果で、本市の子どもたちの8割以上が学校生活を楽しいと感じています。これは、変化の激しい現代社会で、子どもたちにたくましく生きる力が育ってきていることのあらわれだと考えております。

しかし、ここ数年の全国平均と比較しますと、本市では、設問の回答にその判断の根拠や理由を示しながら自分の考えをまとめて表現するということが苦手な子どもの割合が高い傾向が見られます。また、予習や復習にかける時間が少なく、その一方で、長時間のゲームや、携帯電話等でメール、インターネットをしている子どもの割合が全国平均より高いという結果も出ております。さらに、来年度からは道徳の教科化や小学校英語の拡充など、新しい教育内容も増えてまいります。

また、ベテラン教職員、本市では50歳代がちょうど30%を占めておりますが、こういうベテランの教職員の大量退職と若手の増加による指導力量の問題、さらには、教職員の長時間労働などの課題もあります。

ハード面では、学校・園の耐震化は完了したものの、校舎の老朽化や学級増に伴う増築などの課題があります。また、ここ数年、全国で大きく導入されてきたICT教育の推進を進める必要があります。

2つ目の、家庭や地域につきましては、特に子どもの生活の中で多くの時間を費やす家庭や地域の果たす役割は大きいものがあります。そして、PTAを中心に、家庭教育支援にさまざまな取り組んでいただいています。しかし、一部には、保護者さんが子育てに無関心であったり、逆に、過保護、過干渉などにより子どもの成長にゆがみが見られることもございます。また、地域では、青少年育成会議や多数のスクールガードさん、民生・児童委員さんなど、さまざまな皆様のご支援や見守り活動をしていただいております。ここは子どもたちが社会性や公共性を身につける場なのですが、地域住民の人間関係の希薄化などから、地域の子どもは地域で守り育てるという意識が低下してきております。その結果、一部には規範意識や人権意識の低さに起因するいじめなどの生徒指導上の課題や、貧困、虐待などの課題を抱えた家庭への支援、保護者や地域との協力関係などに課題が見られます。

3つ目の、生涯学習・生涯スポーツにつきましては、昨年12月、滋賀県の男性の平均

寿命は日本一、女性は全国4位という報道がありました。本県はもちろん、全国的に生涯学習社会の推進が提唱されています。また、それだけでなく、健康寿命を延ばすためにも生涯スポーツへの関心が高まっています。本市でも、文化や芸術、スポーツなどさまざまな取り組みを行っていますが、参加者の拡充、普及啓発の工夫など、新たな取り組みが課題となっております。

次に、具体的な施策につきまして、まず、学校・園につきましては、子どもの生き抜く力を育てたいと考えております。

少し飛びますが、次のページ、特に新規事業といたしまして、1番目、小学校に英語教育支援員を新たに配置します。また、県費の英語の専科教員を拡充することになります。

2つ目、学校の情報化を進めると同時に、情報漏洩対策等セキュリティーを高めるために、教職員が1人1台持っております校務用パソコンを全て入れ替えます。

3つ目、学校のICT教育を進めるために、普通教室に大型液晶モニターを設置し、これと連動して校務用パソコンに電子教科書を入れて、授業の電子化を図っていきたくて考えております。

4番目、教職員の働き方改革を進め、長時間勤務を縮減してまいります。

5番目、老朽化した中主小学校及び野洲北中学校の大規模改修、並びに将来的に不足する教室数に対応するための校舎増築に向けて実施設計に取り組みます。

6番目、(仮称)三上こども園の園舎の建築工事を進めます。

さらに、継続・拡充するものとしては1番から7番まであります。特に2番目の元気な学校づくりや、3番目、中主小学校と中主中学校の小中一貫教育、この2校だけではなしに、野洲北中学校や野洲中学校区でも小中連携をさらに進めたいと考えております。5番目、スクールソーシャルワーカーを活用して、さらに学校と家庭の連携を深めていきたいと考えております。それから7番目、先ほどの、教職員の若い人たちが増えることから、市教育研究所等による研修講座を多様化し、新しい学習指導要領に基づいた主体的・対話的で深い学びの視点を踏まえた授業改善や学級集団づくりなど、特に若手教職員の指導力の向上に努めます。

次に、家庭や地域などにつきましては、子どもの育ちを支援する環境の充実に努めます。

継続・拡充する事業としましては、1番目に、早寝・早起き・朝ごはん運動や愛の声かけ運動をさらに継続します。2番目、PTAと協力し、子どもの社会性や規範意識を育み、子どもを見守り育てるための研修会を保護者と教職員を対象に開催いたします。3番目、

学校、家庭とふれあい教育相談センターとの連携をさらに深め、学校生活に関する悩みや課題の解決に向けた取り組みを充実させます。4番目、各地域のコミュニティセンターを中心に、地域の子どもの地域で育てるという視点で、地域子ども教室についてさらに支援を続けてまいります。5番目、地域全体で学校教育を支援する学校応援団事業をさらに進めるとともに、コミュニティセンターや学校評議員との連携を一層深めてまいります。

次に、生涯学習につきましては、誰でもどこでも学び合う環境を整備いたします。

具体的には、上屋収蔵庫・六条教育委員会別館につきましては、現在、建設工事中の歴史民俗博物館文化財収蔵庫への資料移設を行い、当該建物の解体工事を進めます。また、好評いただいております生涯学習出前講座や生涯学習セミナーを開催します。2つ目、美術展覧会や文化芸術祭などにつきましては、参加者を増やすために市民への周知に一層努めます。3つ目、郷土ゆかりの俳人、北村季吟の顕彰事業を進め、俳句会やお話会、歌声コンサートなどを開催します。4つ目、文化ホールの独自公演の開催につきましては、特に若者層を中心に人気のアーティストを招聘します。それから、少し飛んで8番目、永原御殿につきましては、2月17日に発掘説明会を催しましたときには、地元をはじめ他府県からも多数、およそ400名を超える参加者がありました。また、地元祇王学区まちづくり協議会の多大なご支援をいただきました。この永原御殿につきましては、さらに総合的な調査を継続し、平成31年度に国史跡の指定を目指します。10番目、博物館では、昨年、御上神社遷座1300年記念展を開催したところでございますが、次年度は遷座1300年記念兵主大社展を計画しております。11番目、図書館では、市民が必要とする資料を確実に提供するようなサービスに一層努めます。また、子どもと読書に関わる講演会などを開催し、保護者や市民ボランティア等、子どもに関わる人への学習機会の提供、啓発に努めます。

以上、来年度の教育方針といたします。市民の皆様や議員の皆様のご支援、ご協力をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

(日程第4)

○議長(矢野隆行君) 日程第4、議第1号から議第46号まで、専決処分につき承認を求めることについて(平成29年度野洲市一般会計補正予算(第10号))他45件を一括議題といたします。

事務局長が議案を朗読いたします。

大藤事務局長。

○議会事務局長（大藤良昭君） 朗読いたします。

議第1号専決処分につき承認を求めることについて（平成29年度野洲市一般会計補正予算（第10号））、議第2号平成30年度野洲市一般会計予算他新年度予算11件、議第14号平成29年度野洲市一般会計補正予算（第11号）他補正予算7件、議第22号野洲市附属機関設置条例他条例の改定・改廃21件、議第44号市道路線の認定及び廃止について他その他の案件1件、議第46号野洲市教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めることについて。

以上です。

○議長（矢野隆行君） ここをちょっと、改定を制定に直してください。

○議会事務局長（大藤良昭君） ちょっと読み間違いがございました。議第22号野洲市附属機関設置条例他条例の制定・改廃21件でございます。申しわけございません。

○議長（矢野隆行君） 議案の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。

山仲市長。

○市長（山仲善彰君） 議案の提案のご説明を申し上げる前に、先ほどの施政方針のご説明のところで、「豊かな人間性をはぐくむまち」の項で、篠原こどもの家というところをこども園と言いましたので、正しくは篠原こどもの家でありますので、訂正をさせていただきます。

それでは、平成30年第1回野洲市議会定例会に提案いたします議案につきまして、ご説明を申し上げます。

本定例会におきましては、議案といたしまして、野洲市一般会計補正予算の専決処分1件、平成30年度予算12件、平成29年度補正予算8件、条例の制定・改廃22件、その他2件、人事案件1件の合計46件につきましてご審議をお願いいたしますので、よろしく願い申し上げます。

議第1号専決処分につき承認を求めることについてご説明申し上げます。

平成29年度野洲市一般会計補正予算（第10号）につきましては、1,100万円を追加したものです。補正の内容につきましては、昨年台風21号により被害を受けた市内の農業用ハウスの補修、水稲用育苗ハウスの建て替え、及び漁業施設「えり」の補修に係る費用に対しまして、市の災害復旧支援事業として補助金を交付するために必要な予算を追加するとともに、収支の財源調整として繰越金を増額するものです。

続きまして、議第2号平成30年度野洲市一般会計予算につきましてご説明申し上げます。

平成30年度当初予算の概要につきましては先ほどの施政方針で概要をご説明いたしましたので、重複する部分もあるかと思いますが、簡略にご説明申し上げます。

平成30年度予算は、野洲の元気と安心を伸ばす取り組みをさらに推し進め、次の新しい歩みを踏み出すための手だてをきめ細かく講じております。

具体的には、ハード面では（仮称）三上こども園整備事業、市立病院整備事業、クリーンセンター余熱利用施設整備事業、野洲駅周辺都市基盤整備事業、小中学校施設整備事業などのまちの基盤整備を着実に進めるものです。

また、高齢者及び子育て支援の充実、障がい者の自立と社会参加の促進、市民の健康づくり、中小企業等の産業支援をはじめとする産業振興、文化・スポーツの振興等といったソフト施策も充実してまいります。とりわけ小学生のオペラ鑑賞、歴史民俗博物館での開館記念事業としての企画展の開催、市の財産である兵主神社本殿の保存修理への助成、また、永原御殿跡の保存整備に向けた調査を進めるなど、文化芸術活動の振興の充実に努め、市民の安心と元気を伸ばし、市の魅力を再認識し、誇りを持っていただけるような取り組みを進めてまいります。

次に、債務負担行為につきましては、後年度にわたり実施する事業として、固定資産評価替調査業務他4件を計上しております。

次に、地方債につきましては、（仮称）三上こども園整備事業、野洲駅周辺都市基盤整備事業、小中学校施設整備事業や臨時財政対策債など、合計で15億2,220万円の限度額を設定しております。

一方、歳入におきましては、本市の税収、とりわけ法人市民税において、経済環境の好転に伴い、対前年度当初比で増収が見込まれるものの、合併算定替えの段階的な縮減等に伴い、地方交付税等が減収する見込みであることから、投資的経費等、歳出の見直し、効率化に努める中で、財政調整基金等の効果的な活用に向けて繰入金等財源手当てを講じたもので、限られた財源の中で、予算編成方針に示しております重点事業に力点を置き、野洲の元気と安心を伸ばすための施策に必要な予算がきめ細かく編成できたものと考えております。

以上、平成30年度一般会計予算の概要説明といたします。

次に、議第3号から議第13号までの特別会計・事業会計予算につきまして、主な会計

についてご説明申し上げます。

まず、議第3号の国民健康保険事業特別会計予算につきましては、平成30年度から財政運営の責任主体が県に移管され、制度改革による広域化の初年度となり、予算の形態もさま変わりし、医療給付費分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分に必要な国民健康保険税相当分を新たに国民健康保険事業費納付金として県に納付する予算措置となっております。

また、後期高齢者支援金等及び介護納付金は、県が予算化して納付すること、保険財政共同安定化事業及び高額医療費共同事業の廃止による拠出金がなくなることなどにより、全体の予算規模は、対前年度比で14.85%、約8億4,800万円の減となっております。

一方、国民健康保険税につきましては、先ほど申し上げました国民健康保険事業費納付金の他、当初の統一化に含まれなかった出産育児一時金、葬祭費及び保健事業の所要額をもとに、国保財政調整基金を一定額活用して算定した額を計上しており、被保険者数の若干の減も含み、対前年度比で7.0%、約7,800万円の減となっております。

次に、議第4号の後期高齢者医療特別会計予算につきましては、第6期の保険料率をもとに本市の被保険者数の増加見込みを勘案した保険料を滋賀県後期高齢者医療広域連合に納付するもので、被保険者数の増加が見込まれることから、納付金総額は対前年度比8.2%の増となっております。

議第5号の介護保険事業特別会計予算につきましては、対前年度比で2億4,343万1,000円の増となっております。

歳出では、介護報酬の見直しと要介護認定者の増加見込みから、保険給付費がふえる見込みである他、介護予防・日常生活支援総合事業の完全施行に伴い、地域支援事業費での増加を見込んでおります。

次に、議第7号の墓地公園事業特別会計予算につきましては、さくら墓園において、墓域の一部での排水不良による不等沈下への対策工事を継続して実施していく他、市民の墓地へのニーズとライフスタイルの変化に対応するため、納骨堂の新設工事費を計上しております。

議第9号の工業団地等整備事業特別会計予算につきましては、対前年度比で171.0%の増となっております。

これは、乙窪工業団地整備に際して借り入れました地域開発事業債の償還に加え、国道



8号野洲栗東バイパス事業に伴い、バイパス用地となる事業所の代替地整備として、滋賀県土地開発公社に委託して造成整備を進めておりました工業団地事業用地を取得し、事業所へ売却するための予算を計上したことによるものです。

続きまして、議第11号の水道事業会計予算につきましては、業務の予定量として、給水戸数1万9,100戸、年間配水量726万3,500立米、1日平均配水量1万9,900立米を予定しており、主要な建設改良事業では、引き続き、配水管布設替工事を実施するとともに、浄水施設の改修工事等を予定しております。

議第12号の下水道事業会計予算につきましては、業務の予定量として排水戸数1万8,900戸、年間汚水量780万3,700立米、1日平均汚水量2万1,380立米を予定しており、主要な建設改良事業では、引き続き、長寿命化対策工事を実施するとともに、農業集落排水事業の公共下水道への接続工事を予定しております。

議第13号の病院事業会計予算における収益的収入及び支出につきましては、いずれも584万4,000円で、平成31年7月の市立野洲病院の開院に必要な準備経費等として必要な経費を計上するとともに、その財源として一般会計補助金を計上しております。

次に、資本的収入及び支出につきましては、いずれも2億5,459万3,000円を計上しております。

支出の主なものとしては、実施設計業務委託1億6,670万9,000円、病院開設支援業務委託4,089万6,000円、人事給与及び財務会計システム整備費用1,658万4,000円、新病院での看護師確保対策として看護学生修学資金貸付金180万円を計上しております。

これらの財源となる資本的収入の内訳として、国からの社会資本整備総合交付金8,335万4,000円、病院事業債1億450万円、一般会計出資金6,673万9,000円を計上しております。

市民病院施設整備につきましては、平成30年度中に建築確認申請手続を完了し、実施設計を取りまとめる予定です。その後、平成31年から32年度の2カ年にわたり建築工事を行い、平成33年春ごろに開院する計画です。

以上、主な各特別会計、事業会計の提案説明といたします。

続きまして、議第14号から議第21号までの平成29年度野洲市一般会計補正予算及び各特別会計・事業会計補正予算につきましてご説明申し上げます。

まず、議第14号平成29年度野洲市一般会計補正予算（第11号）につきましては、

4億590万3,000円を減額するものです。

地方債の補正では、各種対象事業の精査等により限度額を減額変更するものです。

続きまして、歳出の主な内容についてご説明申し上げます。

総務費では、庁舎等改修事業費で北部合同庁舎外壁改修設計業務の入札による事業費の確定により、また、市役所裏駐車場拡張工事において工事内容の見直し及び入札に伴い執行残額が生じることから減額するものです。

また、企画調査推進費では、過去の土地開発基金の活用の際しまして、購入の根拠や合理性のない土地について基金の正常化を行うため、買収時の価格である簿価と現在想定される時価相当額との大きな乖離により実質的な巨額な損失の発生と、その後の土地の管理の費用負担を前提として、基金から買い戻しをする費用を新たに計上するものです。なお、民生費や土木費でも同様に計上するものです。

民生費では、民間保育所保育費で保育士が確保できず、入所園児が当初予定していた人数を下回る見込みとなったことから減額するものです。

また、学童保育所運営費では、指導員の育休に伴う補充職員の任用形態の変更、また、特別支援加配対象児童が当初見込みより必要度が低く、クラス編製の工夫により加配指導員の配置が少なくなったことから、野洲市社会福祉協議会への指定管理料を減額しようとするものです。

農林水産業費では、農業振興対策事業費で、国の補正予算に伴い、営農施設、機械設備導入に対する支援として担い手確保・経営強化支援事業補助金を新たに計上するものです。

土木費では、野洲駅周辺都市基盤整備事業において、社会資本整備総合交付金の交付状況による精査により減額しようとするものです。

教育費では、中学校施設整備費で、中主中学校受電設備改修工事の入札差額を減額する他、受託発掘調査事業費で、執行状況の精査により不用額を減額するものです。

一方、歳入の主な内容につきましては、個人及び法人市民税の実績を踏まえ、増収が見込まれること等、市税で1億2,709万9,000円の増額、歳出予算の補正等に伴う国庫支出金及び県支出金の調整の他、繰入金で財政調整基金繰入金等を減額しようとするものです。

次に、議第15号平成29年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の主な内容といたしましては、歳出では、一般被保険者療養給付費において、実績から不用額が見込まれることから所要額を減額する他、保険財政共同安定化事業拠出金等の確定により減

額するなど、所要額を計上しようとするものです。

次に、議第16号平成29年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）につきましては、保険料の決算見込み及び本年度分の保険基盤安定負担金の確定等に伴い、歳入では後期高齢者医療保険料及び一般会計繰入金を、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金をそれぞれ増額しようとするものです。

議第17号平成29年度介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の主な内容といたしましては、歳出では、サービス給付の見込み量から居宅介護サービス計画給付費、地域密着型介護サービス給付費及び施設介護サービス給付費を増額するとともに、第7期への備えとして介護給付費準備基金積立金を増額しようとするものです。また、歳入では、国庫支出金などを調整するものです。

次に、議第18号平成29年度墓地公園事業特別会計補正予算（第3号）の主な内容といたしましては、検討を進めておりました納骨堂について、調査を内製化し、費用が不要となったため、当初予定していた調査費及びその財源としていた墓地公園整備基金繰入金を減額するものです。

次に、議第19号平成29年度基幹水利施設管理事業特別会計補正予算（第1号）の主な内容といたしましては、事業費の変更に伴い、歳入の管理事業負担金を減額、また、県補助金を増額するとともに、歳出において財源更正を行うものです。

次に、議第20号平成29年度水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、漏水により自己水のくみ上げ量が減少していることから、南部用水使用料を追加するものです。

次に、議第21号平成29年度下水道事業会計補正予算（第4号）につきましては、特定収入に係る消費税を追加、また、事業費の確定見込みによる精査を行うものです。

以上、一般会計、各特別会計、事業会計の補正予算の提案説明といたします。

次に、議第22号野洲市附属機関設置条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、地方自治法第138条の4第3項の規定により、審議会や審査会等の附属機関は法律または条令により設置しなければならないことから、既存の要綱等で設置している審議会や審査会等の附属機関について設置根拠の適正化を図るため、必要な事項を定めるものです。

なお、本条例は平成30年4月1日から施行するものです。

議第23号野洲市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律第6条の規定による介護保険法の改正により、平成30年4月1日以降、指定居宅介護支援事業者の指定等の事務は市が行うこととなるため、省令に基づき、新たに基準等に関する条例を制定するものです。

本条例では、基本方針、人員に関する基準、運営に関する基準等について規定するものです。

なお、本条例は平成30年4月1日から施行し、管理者は主任介護支援専門員でなければならないとする規定については、介護支援専門員でも可とする3年間の経過措置を設けるものです。

議第24号野洲市看護学生修学資金貸付条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、野洲市民病院における円滑な事業の実施のため、看護学生への修学資金の貸し付けを行い、本院で勤務する看護師の確保を図ることを目的に本条例を制定するものです。

なお、本条例は平成30年4月1日から施行するものです。

議第25号野洲市情報公開条例及び野洲市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正を踏まえ、当該条例における個人情報の定義の明確化、並びに個人識別符号及び要配慮個人情報の定義の追加等を行うものです。

なお、本条例は公布の日から施行するものです。

議第26号野洲市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、管理職の職員に対して支給している管理職手当の支給上限率を改正しようとするものです。

管理職手当の額につきましては、職務の級における最高の号給の給料月額 $100$ 分の $17$ を超えない範囲で支給することとしていますが、この支給上限率が県内他市と比べて低い水準にあることや、次年度以降の人事院勧告において俸給の引き下げ勧告が行われた場合に、現行の手当支給額に影響を及ぼす可能性があることから、県内市の平均水準を目安に、支給上限率を $100$ 分の $20$ に改正しようとするものです。

なお、本条例は平成30年4月1日から施行するものです。

議第 27 号野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、本年 4 月 1 日の制度改正による国民健康保険の広域化に伴い、国民健康保険税の税率の算出方法が変更されることなどにより、税率を改定するものです。

税率の算定に当たっては、医療費については県全体を 1 つの水準で見ること、また、国保財政調整基金を一定額活用した上で、原則として 3 年間固定することを基本としたもので、税率全体としては、現行からは引き下げとなっております。また、3 年間固定することにより、被保険者にとっては将来的な負担減も見込むことになります。

なお、本条例は平成 30 年 4 月 1 日から施行するものですが、第 14 条第 4 項の改正規定は公布の日から施行するものです。

議第 28 号野洲市手数料条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に定められている手数料の標準額の見直しが行われたことにより、砂利採取計画の認可の申請に対する審査手数料の改正を行うものです。

なお、本条例は平成 30 年 4 月 1 日から施行するものです。

議第 29 号野洲市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、国民健康保険の制度改正により、平成 30 年度分の国民健康保険税から算定方法が変更されることに伴い、基金の処分の内容を変更する必要があることから改正するもので、持続可能な国保運営の観点も組み入れた内容とするものです。

なお、本条例は平成 30 年 4 月 1 日から施行するものです。

議第 30 号野洲市総合体育館条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、野洲市総合体育館の施設のうち温水プールを廃止するための所要の改正を行うものです。

なお、本条例は平成 30 年 4 月 1 日から施行するものです。

議第 31 号野洲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、第 7 次地方分権一括法が公布され、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、いわゆる認定こども園法の一部が改正されたことにより、当該条例中の引用条項のずれが生じたため、所要の改正を行うものです。

なお、本条例は平成30年4月1日から施行するものです。

議第32号野洲市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、本年4月1日施行の改正高齢者の医療の確保に関する法律により後期高齢者医療の住所地特例制度の改正があり、国民健康保険の被保険者が住所地特例の適用を受けて従前の住所地の市町村国保の被保険者とされている者が、年齢到達等により従前の住所地市町村が加入する後期高齢者医療広域連合以外の広域連合に加入した場合には、当該住所地特例の適用を引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者となることとなるため、所要の改正を行うものです。

なお、本条例は平成30年4月1日から施行するものですが、第4条第4項及び附則中の改正規定は公布の日から施行するものです。

議第33号野洲市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、国民健康保険の広域化により、都道府県と当該都道府県の区域の市町村との共同運営となることに伴い、都道府県と市町村の事務が区分されるものがあることから、所要の改正を行うものです。

なお、本条例は平成30年4月1日から施行するものですが、第5条の改正規定は公布の日から施行するものです。

議第34号野洲市介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、まず、本年、野洲市高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定し、同計画内において平成30年度から32年度の期間中の介護保険料を算定したことに伴い、当該条例において定めている保険料の額を改めるものです。

次に、介護保険制度の世代間・世代内の公平性を確保しつつ制度の持続可能性を高める観点から介護保険法が改正され、一定以上の所得を有する1号被保険者に係る負担割合が3割とされたことに伴い、本市が当該条例で定めている特例給付の額について、同様に改正を行うものです。

また、介護保険法施行規則の改正により保険料の基準所得金額の見直しが行われたことから、当該条例においても該当する規定を改正するものです。

なお、本条例は平成30年4月1日から施行し、一定以上の所得を有する1号被保険者の負担割合を3割とする規定については平成30年8月1日から施行するものです。

議第35号野洲市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等

に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、指定介護予防支援等に関する国の基準の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行うものです。改正内容といたしましては、医療と介護の連携強化や公正中立なケアマネジメントの確保など、地域包括ケアシステムの推進を図るものです。

なお、本条例は平成30年4月1日から施行するものです。

議第36号野洲市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び野洲市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、当該条例で引用している介護保険法における認知症の定義に係る規定について、1項建てであった条文が3項建てに改正されることから引用規定を改めるものです。

なお、本条例は平成30年4月1日から施行するものです。

議第37号野洲市生活環境を守り育てる条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行に伴い、条ずれによる引用条項の改正等、所要の改正を行うものです。

なお、本条例は公布の日から施行するものです。ただし、条ずれによる引用条項の改正規定は同法の施行日に合わせて平成30年4月1日から施行するものです。

議第38号野洲市都市公園条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、都市公園法施行令の一部改正に伴い、政令に規定する100分の50の割合を踏まえ、実情に応じた運動施設率を定めるものです。

なお、本条例は公布の日から施行するものです。

議第39号野洲市営住宅条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、第7次地方分権一括法の施行に伴う公営住宅法等の改正により、認知症患者等の公営住宅入居者の収入申告義務の緩和措置がとられたことから、野洲市においても、市営住宅入居者の権利擁護の観点から、年一度、8月に行う収入申告において、認知症患者等に対しての申告義務の緩和措置を行うべく、条例の改正を行うものです。

なお、本条例は公布の日から施行するものです。

議第40号野洲市農業集落排水処理施設条例及び野洲市水道事業及び下水道事業の設置

等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、農業集落排水事業で汚水処理していた野田地区を来年度から公共下水道事業に変更することにより、野田地区農業集落排水処理施設の項を削除するものです。また、野田地区農業集落排水処理施設区域を公共下水道事業の予定処理区域に統合するため、水道事業変更認可申請に係る水需要予測に基づき、計画処理人口及び処理能力の改正を行うものです。さらに、地方自治法の改正に伴い、あわせて関連条項を改正するものです。

なお、本条例は平成30年4月1日から施行するものです。ただし、第2条中、野洲市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例第5条の改正規定については平成32年4月1日から施行するものです。

議第41号野洲市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、事業スケジュールの見直しの中で、関係規定について所要の改正を行うものです。

今回の改正は、地方公営企業法の全部適用に係る時期を1年遅らせるもので、これは、昨年3月の病院事業関連予算の否決以後、約9カ月間、市民病院の組織や人事、運営に関して野洲病院等の関係機関との協議が進められなかったことにより、現行、平成30年4月1日からとしている同適用が困難となったため、1年延期し、平成31年4月1日からとしようとするものです。

なお、先の市議会定例会において病院事業関連予算をお認めいただき、現在、実施設計等に着手しているところですが、新病院の開院の時期につきましては、建設工事を含む工程を当該実施設計業務の中で明確にした後に、病院事業設置条例の関係条項について改正し、明らかにしてまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、平成33年春、野洲駅前に開院予定の新病院につきましては、既定の健全経営計画に基づき、地方独立行政法人による運営に移行いたします。

なお、この条例は公布の日から施行するものです。

議第42号野洲市体育センター条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、野洲市体育センターを閉館しようとすることから条例を廃止するものです。

なお、本条例は平成31年4月1日から施行するものです。



議第43号野洲市市民活動支援センター条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、市民活動支援センター機能が北部合同庁舎へ移転することに伴い、野洲市市民活動支援センターを廃止し、今後の施設管理につきましては図書館附帯施設として適正管理を行おうとするものです。

なお、本条例は平成30年10月1日から施行するものです。

議第44号市道路線の認定及び廃止についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、8路線を認定し、2路線を廃止することについて、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、議決を求めるものです。

議第45号野洲市ほほえみやす21健康プラン（第2次）の策定についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、健康増進法第8条第2項の規定に基づき、人が優しく支え合い、健康で生き生きと暮らせるまちづくりを目指し、市民の健康増進の推進に関する施策についての第2次計画を定めるため、野洲市議会基本条例第11条第5号の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

なお、本計画は平成30年4月1日から適用するものです。

議第46号野洲市教育委員会教育長の任命につき、議会の同意を求めることについてご説明申し上げます。

本議案につきましては、現教育長の西村健さんを、引き続き、野洲市教育委員会教育長として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

西村健さんは、これまでも本市の教育行政の先頭に立たれ、市のよりよき教育の実現に多大なるご尽力、ご貢献をいただいているところです。これまでの教育行政に関する豊富な知識と経験をお持ちで、温厚篤実かつ人格が高潔な方で、教育行政に係る深い識見をさらに発揮していただけるものと確信をしており、教育長として適任であると考えます。

なお、教育長の任期は平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間です。

以上、ご審議、ご採決賜りますよう、よろしくご説明申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（矢野隆行君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明2月28日から3月5日までの6日間は、議案調査のため休会といたしたいと思いません。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(矢野隆行君) ご異議なしと認めます。よって、明2月28日から3月5日までの6日間は、休会することに決定いたしました。

なお、念のため申し上げます。

来る3月6日は午前9時から本会議を再開し、議案質疑、代表質問等を行います。

本日はこれにて散会いたします。(午前10時11分 散会)

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

平成30年2月27日

野洲市議会議長 矢野 隆 行

署名議員 鈴木 市 朗

署名議員 工 藤 義 明